内閣衆質二○○第七三号

令和元年十一月二十二日

衆

議院議長

大

島

理

森殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議員初鹿明博君提出大学入学共通テストにおける記述式試験の採点を在宅で行うことに関する質問

に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出大学入学共通テストにおける記述式試験の採点を在宅で行うことに関する

質問に対する答弁書

一について

との間 大学入試センター 大学入学共通テストにおける 御指摘 の業務請負契約の仕様書 \mathcal{O} 「在宅」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和二年度から実施される (以下「センター」という。)と株式会社学力評価研究機構 「国語」及び「数学」の記述式問題採点関連業務一式に係る、 (以下「仕様書」という。) においては、 機構の業務内容として採点会場 (以 下 「機構」という。) 独立行政法人

 \mathcal{O} 確保が定められているところ、 当該採点会場の要件について、 「警備員の配置、 二重扉や二重鍵等、 不

私物 審者の侵入を防ぐため の持ち込みは 切禁止すること」等とされていることから、 の措置を講ずること」、 「厳格な入退室管理を行うとともに、 これらの要件を満たさない場所におい 採点を行う部屋 0 7

採点者が採点することは認められていないものと承知している。

一について

御指摘の 「ベネッセグループの模擬試験、 進研模試」 の具体的に意味するところが明らかではなく、

お

答えすることは困難である。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、仕様書において、機構は、センターとの間で採点者の選抜

方法及び必要人数について事前に協議した上で、適正な試験等によって質の高い採点者を確保し、 センタ

ーの指定する採点期間内に正確な採点を行うことができる人員を必要数確保することとされているものと

承知している。